

千葉県環境審議会 議事録

日時 平成29年10月18日(水)
午前10時から11時
場所 ホテルプラザ菜の花 3階 菜の花

目 次

1. 開 会	1
2. あいさつ	1
3. 委員紹介	2
4. 県関係職員紹介	3
5. 議 事	
(1) 会長の選出について	4
(2) 副会長の選出について	5
(3) 所属部会の決定及び部会長の選出について	6
6. その他	
(1) 報告事項	
ア. 各部会の審議状況及び今後の予定について	7
イ. 「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」の運用状況について	9
ウ. 平成28年度大気汚染の状況について	11
エ. 平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について	14
(2) その他	16
7. 閉 会	17

1 開 会

司 会 ただいまから、千葉県環境審議会を開催いたします。
私は、本日の司会を務めます千葉県 環境生活部 環境政策課 政策室長の貫井でございます。よろしくお願いいたします。

始めに、お手元の配付資料を確認させていただきます。

まず、本日の「会議次第」、「座席表」、「出席者名簿」、「千葉県環境審議会 委員名簿」、

資料1 各部会の審議状況及び今後の予定

資料2 「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」の運用状況について

資料3 平成28年度大気環境の状況について

資料4 平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について

以上でございます。

資料の配付漏れ等ございましたらお知らせいただきたいと存じます。大丈夫でしょうか。

まず、本日の環境審議会は、前期の任期満了後、初めての審議会でございます。本来であれば、知事から皆様方に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、今期の委嘱状につきましては、皆様の机上において、封筒に入れて置かせていただきますことを、お許し願いたいと存じます。

次に、この会議及び会議録につきましては、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項及び第11条第2項の規定により、原則公開となっております。

本日の会議につきましては、公開することにより公正かつ中立な審議に支障が及ばないものと考えられますので、公開と致したいと思っております。

(傍聴人なし)

2 あいさつ

司 会 まず、開催にあたりまして、吉添環境生活部長よりごあいさつ申し上げます。

環境生活部長 皆さまおはようございます。県の環境生活部長をしております吉添と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。

本日はお忙しいところ、千葉県環境審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。このたびは、委員への就任についてお願い申し上げましたところ、快くお引き受けいただきまして、心よりお礼申し上げます。ありがとうございます。

この審議会は、本県の環境行政の基本となる事項について、調査・御審議いただく機関でございます。

大気、水、廃棄物、自然、鳥獣、温泉など幅広い分野を対象としており、

そのため、当審議会には7つの部会を設置しております。
委員の皆様には、それぞれの専門的なお立場から、忌憚のない御意見をいただければと存じます。

本県の環境の状況を見ますと、様々な分野で改善も見られますが、依然として、光化学スモッグやPM2.5などの大気汚染、手賀沼・印旛沼等の水質汚濁、有害鳥獣の増加や特定外来生物の侵入、廃棄物問題など、解決しなければならない課題がまだまだございます。

環境保全や自然保護については、地道な取組を積み重ねることが大変重要でございます。今後も取組を着実に進めていくためには、委員の皆様方のお力添えが不可欠でございます。

今後とも本県の環境行政に対しまして、引き続き御指導・御協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 委員紹介

司 会 つづきまして、委員の皆様を御紹介申し上げます。
御紹介は、お名前のみを申し上げさせていただきます。
お手元の出席者名簿をご覧ください。
仮議長席に向かって左側の委員からご紹介いたします。

井上 健治（いのうえ・けんじ）委員でございますが、本日遅れるとのご連絡がありました。

勝山 満（かつやま・みつる）委員でございます。

香村 一夫（かむら・かずお）委員でございます。

河井 信明（かわい・のぶあき）委員でございます。

木原 稔（きはら・みのる）委員でございます。

倉阪 秀史（くらさか・ひでふみ）委員でございます。

桑波田 和子（くわはた・かずこ）委員でございます。

桑原 和之（くわばら・かずゆき）委員でございます。

近藤 昭彦（こんどう・あきひこ）委員でございます。

酒井 暁子（さかい・あきこ）委員におかれましては、本日欠席の旨ご連絡がございました。

出席者名簿に記載ございませんが、鈴木光（すずき みつる）委員でございます。

杉田 昭義（すぎた・あきよし）委員でございます。

瀧 和夫（たき・かずお）委員でございます。

田中 宗隆（たなか・むねたか）委員でございます。
鶴岡 宏祥（つるおか・ひろよし）委員でございます。
戸井田 敏彦（といだ・としひこ）委員でございます。
中台 良男（なかだい・よしお）委員でございます。
並木 康雄（なみき・やすお）委員でございます。
畠山 史郎（はたけやま・しろう）委員でございます。

晝間 初枝（ひるま・はつえ）委員でございます。
榊瀧 俊子（ますがた・としこ）委員でございます。
宮脇 健太郎（みやわき・けんたろう）委員でございます。
三輪 由美（みわ・よしみ）委員でございます。
安井 一彦（やすい・かずひこ）委員でございます。
吉田 松衛（よしだ・しょうえ）委員でございます。

以上でございます。

また、16名の委員におかれましては、それぞれ所用により本日は御欠席とのご連絡を受けております。

4 県関係職員紹介

司 会 続きます、県関係職員を御紹介いたします。
ごあいさつ申し上げました吉添（よしぞえ）環境生活部長でございます。
玉田（たまだ） 生活安全・有害鳥獣担当部長 でございます。
田中（たなか） 環境生活部 次長 でございます。
生駒（いこま） 環境生活部 次長 でございます。
森（もり） 環境対策監 でございます。
工藤（くどう） 環境研究センター長 でございます。

舘野（たての） 環境政策課長 でございます。
北橋（きたはし） 大気保全課長 でございます。
石崎（いしざき） 水質保全課長 でございます。
野溝（のみぞ） 自然保護課長 でございます。
平川（ひらかわ） 循環型社会推進課副課長でございます。
長谷川（はせがわ） 廃棄物指導課長でございます。
石出（いしで） 健康福祉部薬務課長 でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの審議会の出席者は、委員総数40名のところ、まだ井上先生

はみられていませんが、23名でございます。半数以上の出席がございますので、千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により、本会議が成立していることをご報告いたします。

議事に入ります前に、千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、会議の議長は、会長が務めることになっておりますが、本日は、改選後、最初の審議会でございますので、会長が選出されるまでの間、議事の進行をしていただく仮議長が必要となります。

ここで、事務局からのご提案でございますが、仮議長には、前期、会長をお務めいただいた瀧 和夫（たき・かづお）委員をお願いしてはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、瀧委員、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、仮議長席に移動をお願いいたします。

（瀧委員、仮議長席へ移動）

仮議長 皆さまおはようございます。早速ですが、議事録署名人の指名をさせていただきます。

議事録署名人を、

勝山 満（かつやま・みつる）委員と

木原 稔（きはら・みのる）委員

をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

5 議 事

（1）会長の選出について

仮議長 これより議事に入ります。

議事（1）「会長の選出について」を議題といたします。

会長につきましては、千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により委員の互選となっております。どなたか御意見ございますでしょうか。

倉阪委員 前会長の瀧先生をお願いしてはいかがでしょうか。

仮議長 ただいまの御発言について、御意見ございますでしょうか。

（「異議なし」の声）

御異議がなければ、私が、会長を引き受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司 会 よろしくお願いいたします。

それでは、瀧会長、改めまして、ごあいさつをお願いいたします。

会 長 引き続き会長ということで、よろしくお願いいたします。

任期は、2年間ということですので、千葉県環境問題について皆さまと一緒に鋭意努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど部長の御挨拶にもありましたように、本審議会では千葉県の環境行政の基本となる重要な事項を審議しているものです。

この2年間では、廃棄物処理計画、地球温暖化対策実行計画、印旛沼・手賀沼の湖沼水質保全計画、鳥獣保護管理事業計画など、広範な事項について審議を行ってまいりました。

環境問題が多様化していく中で、特に2020年の東京オリンピックに関連して国内外からもいろいろな問題が生じてまいります。その中で環境審議会でも審議する事項も、広範にまたがるようになるかと思っております。皆様の専門性をよりいっそう御発揮いただきまして、この審議会が実りあるものになっていくように努めていきたいと思っております。

皆様には、専門的知見から御審議と御協力をお願いいたします。宜しく

司 会 ありがとうございます。

それでは、規定によりまして、これからの議事進行につきまして、引き続き瀧会長をお願いいたします。

(2) 副会長の選出について

会 長 それでは、議事(2)「副会長の選出について」を議題といたします。副会長につきましては、千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により委員の互選となっております。どなたか御意見ございますでしょうか。

戸井田委員 これまで水環境部会長をされておりました、近藤昭彦先生にお願いしてはいかがでしょうか。

会 長 ただいま、「副会長に近藤委員を」という御意見がございました。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

会 長 御異議がないようですので、近藤委員、副会長をお引き受けいただけますでしょうか。

近藤委員 ありがとうございます。近藤でございます。瀧会長を補佐しまして、よりよい千葉県の環境創造に微力を尽くさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、近藤委員よろしく申し上げます。近藤委員、副会長席への移動をお願いします。

(近藤委員 副会長席へ移動)

(3) 所属部会の決定及び部会長の選出について

会長 次に、議事(3)「所属部会の決定及び部会長の選出について」を議題と致したいと思います。委員の所属部会については、千葉県行政組織条例第33条第2項の規定により、会長が指名することになっております。

つきましては、審議の継続性という点から考慮いたしまして、前任期から継続して就任されている委員におかれましては、引き続き、同じ部会に所属していただき、新たに就任された委員におかれましては、御専門の分野を考慮し、退任された委員の後任として入っていただきたいと存じます。所属部会の決め方について、そのような考え方でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、「所属部会指名表(案)」を事務局から配付してもらいたいと存じます。

(所属部会指名表 配布)

会長 ただいま配付いただいた案について、何か御意見、お気付きの点はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ございませんようですので、このような形で指名させていただきたいと存じます。

引き続き、部会長の選出に入ります。

部会長は、千葉県行政組織条例第33条第3項の規定により、各部会所属委員の互選となっております。改めて各部会を開催して行うということも時間の関係上難しいと思いますので、先例に習い、会長に一任いただくことにさせていただければと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、私から指名させていただきます。

水環境部会、廃棄物・リサイクル部会、自然部会、温泉部会につきましては、前部会長が継続して委員をしておりますので、引き続き、

水環境部会長は、近藤 昭彦 委員に

廃棄物・リサイクル部会長は、私が兼務し、

自然部会長は、池邊 このみ 委員に

温泉部会は、戸井田 敏彦 委員に、

それぞれ、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

また、前部会長が退任されました、

・大気環境部会につきましては、継続して委員をされております 畠山 史郎 委員に、

・鳥獣部会につきましては、継続して委員をされております 羽山 伸一 委員に、

・企画政策部会につきましては、継続して委員をされております 倉阪 秀史 委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしくお願い致します。

羽山委員、池邊委員は、本日欠席されておりますので、私からご了承をいた

会 長 　　だくということで、お任せいただきたいと思います。
　　以上で、3つの議事は終了いたしました。

6 そ の 他

(1) 報告事項

ア. 各部会の審議状況及び今後の予定について

会 長 　　次に、報告事項に移りたいと思います。
　　まず、「ア 各部会の審議状況及び今後の予定について」事務局から説明をお願いします。

環境政策課長 　　環境政策課長の館野でございます。
　　お手元の資料1「各部会の審議状況及び今後の予定」をご覧くださいければと思います。
　　表の左側は、前回の任期に当たります、平成27年9月から平成29年9月まで、各部会で御審議いただき、答申等が行われた事項をまとめたものでございます。
　　また、表の右側は、皆様の今任期中である、おおむね今後2年間において、現時点で審議を行うことが見込まれている事項でございます。
　　はじめに、大気環境部会では、窒素酸化物対策指導要綱の改正について答申をいただき、これらを踏まえ大気環境保全対策を進めているところでございます。
　　今後は、「大気環境常時測定局の配置方針」及び「今後の自動車環境対策に係る基本方針」について、ご審議をいただくことを予定しています。
　　その内容でございますが、「大気環境常時測定局の配置方針」については、平成23年6月に作成したものでございますが、最近の大気環境の状況等を踏まえまして、見直しが必要であることから検討をお願いするものです。
　　また、「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」の期間が平成32年度までであることから、昨今の大気環境の改善状況や自動車の環境性能の向上等を踏まえまして、平成32年度以降の自動車環境対策のあり方についてご検討をお願いしようとするものでございます。
　　次に、水環境部会でございます。水環境部会では、公共用水域及び地下水の水質測定計画について毎年審議をいただいております。
　　また、地盤沈下防止に関する細目協定の改定に係る基本方針についてご答申をいただいたほか、東京湾の総量削減計画及び総量規制基準、手賀沼、印旛沼の湖沼水質保全計画についてご答申をいただき、現在、これらの計画に基づき、閉鎖性水域の水質保全対策を進めているところでございます。

さらに、国における規制の強化などに応じ、県の独自規制でございます、環境保全条例に基づく排水基準の変更についてもご審議いただいたところでございます。

今後も、毎年度策定する公共用水域及び地下水の水質測定計画についてご審議いただくことを予定しております。

次に、廃棄物リサイクル部会でございますが、第9次の千葉県廃棄物処理計画の策定やPCB処理計画の改定について御審議いただいたほか、廃棄物処理計画の進捗状況について、毎年度、ご報告し、ご意見をいただいております。

また、「(仮称)千葉県災害廃棄物処理計画」の策定につきまして、ご審議を始めていただいたところでございます。

今後も、廃棄物処理計画の進行管理とともに、災害廃棄物処理計画の策定について、ご審議いただくことを予定しております。

次に、自然環境部会については、この2年間は、答申・報告案件はございませんでしたが、今後、一宮町の釣ヶ崎海岸が東京オリンピックにおけるサーフィン競技の会場となりましたことから、自然公園施設を整備するための計画変更をご審議いただくとともに、勝浦市内の公園事業の決定についても御審議いただくことを予定しております。

裏面にまいります。次に、鳥獣部会でございます。ニホンジカの狩猟案、ニホンジカ・ニホンザル・イノシシの特定鳥獣管理計画の策定、第12次の鳥獣保護管理事業計画の策定、鳥獣保護区の指定、キョン防除実施計画に基づく事業実施方針などについて答申をいただいたところでございます。

また、既に審議済で今後答申が予定される案件として、イノシシに関する狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び特定鳥獣管理計画の変更や、鳥獣保護区の指定などの4項目がございます。

今後は、ニホンジカの狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び特定鳥獣管理計画の変更について御審議いただくことを予定しております。

次に温泉部会ですが、温泉法の規定に基づいて許可申請のあった土地の掘削許可、及び温泉動力の装置許可について、許可の是非を審議いただいております。今後、申請状況に応じて審議を行っていただきます。

最後に、企画政策部会でございますが、「千葉県地球温暖化対策実行計画」について答申をいただき、計画に基づき温暖化対策を進めているところでございます。

今後は、地球温暖化対策について、「気候変動による影響への適応の取組方針」の策定について、御審議いただくことを予定しております。

また、平成20年3月に策定し、平成27年3月に一部見直しを行いました「千葉県環境基本計画」は、計画期間が平成30年度までであることから、今後、次期環境基本計画の策定について御審議いただくことを予定しております。

なお、環境基本計画につきましては、それぞれ各部会におきまして、所管する分野についても御意見を賜ることを予定しております。

今回の説明は以上です。これまでの状況や今後の予定についての詳細な内容につきましては、今後、各部会を開催する際に、改めて各担当課からご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、御意見御質問等がございますか。

(質問なし)

イ. 「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」の運用状況について

会 長 次の報告事項、「イ 「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」の運用状況について」事務局から説明をお願いします。

廃棄物指導課長 廃棄物指導課長の長谷川でございます。私からは「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」の運用状況について、御説明いたします。資料2をご覧ください。

初めに「1 指針策定の背景」ですが、1枚めくった参考2-1、「1 工事現場から発生する建設汚泥の流れ」を御覧ください。

最初に再生土について説明いたします。この図で示しているように、建設汚泥が中間処理を経て、土地造成用の建設資材として販売されている製品を、本県では「再生土」と呼んでいます。

建設工事現場における掘削工事などからは、通常の土砂、いわゆる残土と、含水率が高く、かつ粒子の微細な泥状の「建設汚泥」が発生します。建設汚泥は、産業廃棄物として中間処理施設で脱水・固化等の中間処理がされ、土地造成用の建設資材として販売されたものが、再生土と呼ばれています。

資料の1枚目にお戻りください。このような再生土の埋立てが県内で増加しているところです。また、再生土は資材として、有償で販売されているので、廃棄物とはならず、廃棄物処理法の規制対象にはなりません。また、自然由来の土砂ではないので、県の残土条例の規制対象でもございません。

このようなことがあり、県内における埋立て事業場の一部においては、資料2-1の写真で示したような崩落等の災害が発生することや、県が埋立ての実態を把握できず指導ができないため不適正な埋立行為が行われてしまうことがございました。

そこで、県としては、再生土等の適正な埋立てを確保し、県民の生活環境の保全を図ることを目的に、昨年9月に行政指導指針を策定し、埋立事業者を指導しているところです。

次に、資料2にお戻りください。「2 指針における指導内容」について御説明します。指針の概要は資料2-2にまとめてますので、後ほど御覧

ください。

資料にありますように、指針では、埋立事業者に対して、大きく分けて3つの項目について指導しています。

まず(1)として、計画書の提出です。これは、埋立て等に係る情報を、県が事前に入手することで、事業者に対して適切な指導を行うことを目的としています。

次に(2)として、使用する再生土の安全性を担保するために、土壌の環境基準を満たすこと、及び崩落を防止できるように、埋立ての斜面の構造基準を遵守させることなどとなっています。

最後に(3)として標識の掲示です。標識に事業者名、埋立ての期間、目的などを記載させ、埋立てに係る情報を周辺住民の皆様提供させることにより、住民の皆様の不安を払しょくすることが、その趣旨です。

次に「3 指針に基づく計画書の提出件数及び立入調査数」です。指針の策定後から、平成29年8月末までに、指針の対象となる埋立てが82件ありました。これらの埋立てについて指針に基づく指導を行った結果、うち50件で計画書の届出がありました。また、この期間中に延べ572回、埋立て事業場への立入調査を行い、県が埋立て等の状況確認を行うとともに、事業者に対して、指針の基準等の遵守を求めてまいりました。

こうした指導を続けてきた中で、課題も出てきてまいりました。最後に「4 指針における課題」をご覧ください。

事業者に対しては、指導に基づく指導を粘り強く続けているところですが、指針は強制力のない行政指導のため、相手方の任意の協力に頼らざるを得ないという限界があります。

この結果、一部の事業場で計画書が提出されないため、県が指導のための十分な情報を得られないということや、構造基準に従わず埋立てが終了されてしまう事案、さらには再生土と称して廃棄物や残土の不適正な埋立てが見られる場合があります。

こうした指針の限界を踏まえ、県としては県民の安全・安心を確保するため、現在、条例による規制を検討しているところです。今回は、再生土の埋立てについて、県内では環境問題として、関心が高まってきていることから、現状を御報告させていただきました。

以上で説明を終わります。

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明につきまして、御意見・御質問はございますか。

(質問なし)

会 長 今後、部会のほうで検討がなされると思います。どうもありがとうございます。

ウ. 平成28年度大気環境の状況について

会 長 次の報告事項として、「ウ 平成28年度大気環境の状況について」事務局から御説明をお願いします

大気保全課長 大気保全課長の北橋でございます。

資料3、平成28年度大気環境の状況について、ご説明させていただきます。

まず、大気汚染物質といたしまして、特定物質は6つございます。二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質いわゆるPM2.5です。

これらの6物質につきまして、エに記載されている実施機関、県その他、千葉市をはじめとする16市、それと国が測定局を設置して、測定を実施しております。

イにありますように一般大気測定局として100局、特に自動車の影響を見るための自動車排出ガス測定局として27局、合計で127局の測定局が県内に設置されております。

それらの局に全ての測定機器があるわけではございませんので、測定局数は少し減りますけれども、結果が(2)の環境基準達成状況という表になります。

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定されております。

二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、それから浮遊粒子状物質、この4項目につきましては、全ての測定局で環境基準を達成してあります。100%達成という形になります。

それに対して、最下段の微小粒子状物質、いわゆるPM2.5につきましては、一般環境測定局の達成状況が97.6%。詳細に申しますと、42の測定ポイントの内、1か所で環境基準を達成できなかったという形でございます。また、自動車排出ガス測定局につきましては、77.8%ございました。すぐ右側でございますように27年度は、28年度より少し悪い状況でしたので、状況としては向上しております。

ちなみにここにはございませんが、26年度につきましては、一般環境局で達成率が40.5%、自動車局では16.7%でしたので、数年前から見るとかなりよくなっているが、100%達成にはなっていないという状況でございます。

それから、上から4つめの光化学オキシダントにつきましては、一般大気環境局の方でしか測定はしておりませんが、達成率が0、全局で達成できていないという状況でございます。こちらにつきましては、実は全国でも0でして、全国的に達成にはまだ時間がかかりそうな状況でございます。

資料をめくっていただきまして、2ページ目でございます。

未だ環境基準を達成できていない項目がございますので、(3)の対策としまして、工場事業場に対しては大気汚染防止法に基づく、硫黄酸化物、

窒素酸化物、VOC 揮発性有機化合物の排出規制を行っております。また、環境保全協定に基づいてこれらの排出抑制を行っているところであります。もう一つの排出源であります自動車に関しては、自動車NOx・PM法に基づく総量削減計画を進めており、ディーゼル条例に基づき粒子状物質の排出規制を行っております。それ以外に、一般の県民の方を含めて、低公害車の利用促進、エコドライブの普及を対策として実施しているところであります。

続きまして、5ページ、有害大気汚染物質につきましてご説明させていただきます。

有害大気汚染物質として、23物質が設定されております。このうちダイオキシンについてはダイオキシン類特別措置法に基づいての測定ですので1物質を除きます。それから、クロム化合物は六価と三価がございますが、測定としては合わせておりますので、1物質除いて、トータル21物質について測定を実施しております。

エにありますように、県と千葉市をはじめとする8市の9の機関で測定を実施しております。

測定は36地点で、月に一回24時間の採取で実施し、年の平均値で評価を行っております。ただ、評価と申しましても、環境基準が設定されているものと、環境基準ではなく指針値という、データの科学的な信頼性に制約がある場合に健康リスクの低減を図るための目安として与えられている数値が設定されているもの、それから、基準値も指針値も設定されていないものがあります。

結果は、(2)にあります。環境基準が設定されている4物質の内、ベンゼンについては、市原市内の1地点で環境基準を上回る結果となりました。これは、あまり全国的に無い事例です。

対策としまして、「まず原因を」ということとなりますが、現在、調査中で、原因は明確ではありません。しかしながら、通常対策として、大気汚染防止法に基づいた排出規制ですとか、県のVOC条例に基づく抑制を推進しているところです。また、環境保全協定による排出抑制、PRTR制度を活用した自主管理を促進すると共に、県のVOC対策アドバイス制度という自主的な取組を進める制度を設けております。こういうことで、排出抑制指導をしているところでございます。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。ただ今の説明に対して、御意見ございましたらお願いします。

倉阪委員 倉阪でございます。2つございます。

一つは光化学オキシダントの件ですけれども、国の環境白書を見ておきますと、光化学オキシダントについて環境基準で見るのはなかなか難しいので、別の指標、光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標というものが議論されているようで、それについてのグラフも出ております。あるいは、光化学オキシダントの注意報の発令日数ですとか、そ

ういったものも従来から使われているのですが、そういったもので千葉県の光化学オキシダントの状況の評価をするということをしていないのか。質問でございます。

それから、ベンゼンの件はですね、2015年度全国で環境基準超過地点数は0でございます。なので、来年の日本の環境白書に「1」という形になってしまうということで、このベンゼンは光化学オキシダント等の発生にも寄与する、そういった物質でもございますので、これは、国全体としても千葉県の環境対策が注目されるということですので、引き続き努力していただきたい。これはお願いでございます。

会長 ありがとうございます。事務局から何か。
大気保全課長 ありがとうございます。

まず、最初のご質問でありました、光化学オキシダントでございますが、おっしゃる通りなかなか環境基準という尺度で見ると改善がはっきりしてこないという問題がございます。国の新しい尺度で計算はしておりますけれども、まだ評価というところまで正式にはしていません。

それから、光化学スモッグ注意報の発令回数でございますが、これは、気候にだいぶ左右される状況でございます。昨年度、平成28年度につきましては注意報の発令日数が2日ということで、今までになく少ない状況でした。今年度につきましては、今日時点でということになりますが、15日間発令がございまして、近県だけで見ている限りでは、埼玉県と千葉県が15日間でワーストワンであろうという状況であります。このように気候の影響をかなり受けますので、やはりこれだけで評価するのはなかなか難しいかなと考えております。

対策としまして、先ほど申しましたが、窒素酸化物等の排出抑制を進めていく、それから、ベンゼンもということでございましたが、揮発性有機化合物 VOC の削減指導を進めているところです。

それから、ベンゼン。おっしゃる通り、全国でここだけということになるかもしれません。何年かに一度高くなっているというのが実情でございますが、発生源等をはっきりさせるという調査を含めまして、対策を進めていこうと考えております。

以上でございます。

倉阪委員 当然気候に左右されるわけですがけれども、注意報発令は、そこはちゃんと計れるということで、環境影響、人体影響のあることなんですね。そういったことで、ちゃんと継続的にどうだったかというのは、提示されるべきなのではないかなと思います。

会長 はい。ありがとうございます。この件については、また、大気環境部会の方で今後詳細な検討がなされると思います。

エ. 平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について

会 長 次の報告事項、「エ 平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について」御説明をお願いします。

水質保全課長 水質保全課長の石崎と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。お手元の資料4、「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について」に基づき、御説明させていただきます。

県では、水質汚濁防止法に基づきまして、公共用水域及び地下水の水質測定計画を当審議会の水環境部会で御審議いただいた上で、毎年作成しております。また、その計画に沿った調査を行っているところでございます。調査結果につきましては、環境基準の達成状況の評価等を行い公表するとともに、審議会へも報告しているところでございます。

水質汚濁に係る環境基準につきましては、環境基本法に基づきまして、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準としまして、健康項目、そして、生活環境項目の2つについて定められております。

公共用水域における調査について御説明いたしますが、1ページの中ほど表1にございますように、河川につきましては81水域の121地点、湖沼につきましては4水域の15地点、海域につきましては13水域の42地点で調査を実施いたしました。

調査結果については、2ページをお開きください。

まず、アの健康項目についてですが、これは人の健康の被害に関する項目で、例えば、カドミウム、全シアン、鉛など、人の健康の保護に関する環境基準項目で、調査結果としましては、今回、銚子市の2河川で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しております。この原因ですが、この流域では非常に畜産業や畑作農業が盛んであり、こういったものの影響が考えられております。これらにつきましては、関係機関と連携して今後も対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、イの生活環境項目についてですが、これは生活環境の保全に関する環境基準の項目でございます。具体的に、それぞれの水域の利水目的等に応じまして類型指定をいたします。その類型指定された水域に環境基準が適用されることとなりますが、有機汚濁の代表的な指標でありますBOD・CODについて御説明させていただきますと、85水域の内63水域で環境基準を達成しております。達成率は74.1%で、前年度と同率というような結果になってございます。

続きまして、3ページの表3を御覧ください。

BOD・CODの環境基準達成状況を水域の区分別で見ますと、まず、河川では達成率82.9%、湖沼では残念ながら全ての水域で達成していない状況です。また、海域では45.5%という結果になっております。県内の河川、湖沼、海域の水質の状況につきましては、13ページに図示しておりますので、後ほど、御覧いただければと思います。

戻りまして、4ページをお開きください。

(2) のイ、河川のBODの状況について御説明します。年平均値について見ますと、ここではBODが3mg/L以下を「きれい」と呼んでおりますが、河川は全体の76.5%という状況になっています。一方、「とても汚れている」とされている10mg/Lを超える水域は、現在ないというところまで、全体としては改善されているような状況になっております。

続きまして、5ページを御覧ください。

ウの湖沼のCODの状況についてですが、年平均値は、印旛沼が11mg/L、手賀沼が8.6mg/Lであり、近年の状況を見ますと、印旛沼、手賀沼ともに、ほぼ横ばいの状況が継続をしており、環境基準の達成には至っていないという状況です。続いて、エの海域のCODの状況についてですが、年平均値で見ますと、富津岬の北の奥側である東京湾内湾では2.8mg/L、東京湾内房では1.4mg/L、九十九里・南房総海域では1.0mg/Lであり、近年の状況を見ますと、東京湾内房、そして九十九里・南房総海域では、良好な水質を保っているという状況になっております。

続きまして、6ページをお開きください。

水質汚濁の対策についてですが、生活排水対策として、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進、また、事業場系の排水についての排水規制、これらを引き続き行っていくということと、富栄養化に伴う水質汚濁が問題となっております印旛沼・手賀沼、そして東京湾につきまして、当環境審議会でご審議いただいております湖沼水質保全計画や東京湾総量削減計画に基づき、総合的な水質浄化対策を進めてまいります。

続きまして、地下水の水質結果について御説明いたします。7ページを御覧ください。

地下水の調査の内、まず概況調査がございます。概況調査というものは、概ね一部の市を除きまして、県内を2kmメッシュで区分をして、全てのメッシュについて10年で一巡する移動測定を行っております。28年度は167地点で調査を実施したところでございます。また、移動観測の他に定点観測を行っております。これは毎年同一の地点を調査する21地点を加え、その結果、188本の井戸の調査を実施したことになります。調査項目につきましては、地下水の環境基準項目でありますカドミウム、全シアン、鉛などの28項目について調査を実施しております。これらのメッシュに切った調査地点につきましては、16ページに図示しておりますので、後ほど、御覧いただければと思います。

では、測定結果についてですが、8ページにお戻りください。

これら測定しました188本の井戸のうち、環境基準の超過状況ですが、1本の井戸で鉛が、7本の井戸で砒素が、22本の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されております。それと1本の井戸ではふっ素が超過しており、また、それらの中で1本の井戸で鉛と硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が重複して超過している状況になっております。具体的な超過地点につきましては、17ページに図示しておりますので、後ほど、御覧いただ

ければと思います。

なお、環境基準の超過の原因についてですが、重金属の関係につきましては、自然由来によるものと考えられております。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素につきましては、やはり、畜産業や畑作農業による影響のものと考えております。対策につきましては、10ページの方に記載させていただきます。

前後しますが、9ページを御覧ください。

継続監視調査の結果についてですが、これは過去に汚染が確認されている地点で継続監視を行っているところでございます。井戸は、131本について測定を行いました。その内、96本の井戸で環境基準の超過が継続していることが確認されております。こちらは引き続き、継続調査を実施していくことになろうかと思っております。この継続監視の調査地点は16ページに、そして、その内、環境基準を超過している地点につきましては、18ページに図示しているところでございます。

以上で、「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について」の説明を終わらせていただきます。

- 会 長 ありがとうございます。御意見等ございましたらお願いします。
- 井上委員 井戸の測定調査をされてますが、これは1社でしょうか、それとも何社かが集まってデータが集まるのでしょうか。
- 水質保全課長 井戸の調査につきましては、本数もさほど多くはありませんので、入札を行っておりますが、結果的に1社が分析を行っております。
- 会 長 よろしいでしょうか。他に御意見等ございますでしょうか。
- いろいろ御意見があるかとは思いますが、詳細については、水環境部会で今後、議論していくことになるかと思っております。また、その節は水環境部会の方々にはお世話になりますが、よろしく申し上げます。

(2) その他

- 会 長 最後に、聞き漏らし、言いそびれたということがございましたらお願いします。
- 鶴岡委員 先ほど、再生土に関してのご説明を頂きました。現在、県下各地で再生土の問題があります。そのような中で、指針で指導していただいているわけですが、なかなか是正がされないと聞いています。条例化していただけるとのことなので、大変心強く思います。なお、県下各地で問題が発生している中なので、この条例化をできるだけスピード感を持って、スピーディに速くお願いしたいと要望します。
- 会 長 それでは、部会の方も、そのように進めていただければと思いますので、よろしく申し上げます。他にございますでしょうか。
- 本日の事務局の説明というのは、それぞれの部会の担当者がお集まりいただいております。全体を把握するということがよかったですのではと思います。

詳細については、それぞれの部会で最新の情報と知見をもって進めていただきたいと思います。担当部会の方々はよろしく申し上げます。

7 閉 会

会 長 それでは、以上をもちまして本日の事務局から提示された議題については終了いたします。事務局にお返ししたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

司 会 どうもありがとうございました。

先程、署名人として指名されました勝山委員と木原委員におかれましては、後日、議事録ができあがりましたら、ご署名をいただきに伺いたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

司 会 以上をもちまして、本日の環境審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

—以上—